

[別紙1]

鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (9月13日まで(二次募集))

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

※予算状況に応じて、三次募集を行う場合があります。

2. 交付決定通知到着 (交付申請提出期限から原則30日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。
※平成31年4月以降に購入した機器購入経費も補助対象経費とすることができます。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先へ郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

県は実績報告書の提出を受けてから原則20日以内に補助金額を確定し、その旨を補助対象者に通知します。確定通知を受けた補助対象者は、口座振込依頼書を県に提出してください。県は口座振込依頼書の提出を受けた後、速やかに補助対象者の口座に補助金の振込を行います。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部健康医療局医療政策課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7173 iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp